産４　目次　大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〔　　〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年十月二十日

岡山県知事　　伊 原 木　　隆　　太

一　届出事項の概要

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　無印良品　総社

所在地　総社市井手字一本木一二五〇番一ほか

２　届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称　株式会社ニシナ

住所　倉敷市連島町連島一九九〇番地

代表者の氏名　代表取締役　仁科　正己

３　変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）三箇所

（変更後）四箇所

４　変更年月日

令和八年十月一日

二　届出年月日

令和八年九月三十日

三　縦覧の期間及び場所

１　縦覧の期間

令和八年十月二十日から令和九年二月二十日まで

２　縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ